

# 横浜市私立幼稚園等補助事業事務取扱説明書

令和7年6月

横浜市こども青少年局保育・教育運営課幼児教育係

## I 事業概要

### 私立幼稚園等補助

私立幼稚園等の教育条件の向上を図るため、教材・教具・備品の購入等に要する経費の一部を補助します。

#### 1. 通常の補助

##### 【補助金額】

- ・園児数に応じ、約34万円（市内園児数約15人）～約63万円（市内園児数約360人）（昨年実績・1園あたり年額）
- ・全体の申請園数により補助額が変動します。昨年度補助額を若干上回る金額で計画、申請してください。

##### 【補助対象】

幅広く幼児教育に必要な用途に使用できます。

～例示～

- ・園舎・教室・職員室・体育館の改修、校(園)庭の手入れ、教材・教具の購入、教員の机・ロッカー・備品の購入など
  - ・家庭や地域の教育機能の向上を図るため、家庭・地域と一体となって行う教育事業に要する経費（弁当代等飲食費除く）など
- ※発注、納品、請求、支払が、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに完結するものが補助対象です。

##### 【補助対象外】

- ・正規職員の入件費、消耗品費、飲食費

#### 2. 横浜型預かり保育新規実施園防災備蓄補助

##### 【補助金額】

- ・上限 10万円 ※横浜型預かり保育新規実施園のみ対象

##### 【補助対象】

- ・幼稚園の防災・備蓄に要する経費

## II 年間予定表

時 期	内 容	説 明	送 付 先															
6月	申請書類の案内	<p>「私立幼稚園等補助」申請に関する事項をご案内します。 各種様式は横浜市ホームページからダウンロードできます。</p> <p>URL :  <a href="https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/hojyokin/youchien-hojyokin.html">https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kosodate/hojyokin/youchien-hojyokin.html</a></p> <p>横浜市役所トップページ&gt;事業者向け情報&gt;分野別メニュー&gt;子育て&gt;幼稚園等の補助金</p>	市→設置者															
7月18日 (金)	申請締切	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">提出書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>申 請 書</td> <td>第 1 号様式</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">添 付 書 類</td> <td>事業計画書</td> <td>第 2 号様式</td> </tr> <tr> <td>資金収支決算書</td> <td>第 3 号様式</td> </tr> <tr> <td>幼稚園等 設置状況調</td> <td>第 4 号様式</td> </tr> <tr> <td>園 則</td> <td>※昨年度と変更がない 場合は提出不要</td> </tr> </tbody> </table> <p>横浜市こども青少年局保育・教育運営課幼児教育係  kd-yojojihojyokin@city.yokohama.lg.jp あてにEメールで提出してください。</p>	提出書類				申 請 書	第 1 号様式	添 付 書 類	事業計画書	第 2 号様式	資金収支決算書	第 3 号様式	幼稚園等 設置状況調	第 4 号様式	園 則	※昨年度と変更がない 場合は提出不要	設置者→市
提出書類																		
	申 請 書	第 1 号様式																
添 付 書 類	事業計画書	第 2 号様式																
	資金収支決算書	第 3 号様式																
	幼稚園等 設置状況調	第 4 号様式																
	園 則	※昨年度と変更がない 場合は提出不要																
	12月頃 (予定)	交付決定通知書送付、 実績報告書、実績明細提出依頼	<p>交付決定通知書の送付。実績報告書、実績明細提出のご案内。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">送付書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交付決定通知書</td> <td>第 7 号様式</td> </tr> </tbody> </table>	送付書類		交付決定通知書	第 7 号様式	市→設置者										
送付書類																		
交付決定通知書	第 7 号様式																	

	<p>12月以降 隨時</p> <p>実績報告 書、実績明 細の提出</p>	<p>事業終了後随时、実績報告書、実績明細をご提出ください。 実績報告の提出のあった園から支出手続きをすすめます。</p> <table border="1" data-bbox="493 345 1187 586"> <thead> <tr> <th colspan="2">提出書類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>実績報告書</td><td>第8号様式</td></tr> <tr> <td>実績明細</td><td>第9号様式</td></tr> </tbody> </table> <p>横浜市こども青少年局保育・教育運営課幼児教育係 kd-yoijihojyokin@city.yokohama.lg.jp あてにEメールで提出 してください。 最終締切 令和8年4月3日（金）</p>	提出書類		実績報告書	第8号様式	実績明細	第9号様式
提出書類								
実績報告書	第8号様式							
実績明細	第9号様式							
<p>12月以降 隨時</p>	<p>確定通知書 送付、 請求書 提出依頼</p>	<p>実績報告を審査の上、確定通知書の送付、請求書提出依頼。</p> <table border="1" data-bbox="493 1019 1187 1181"> <thead> <tr> <th colspan="2">送付書類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>確定通知書</td><td>第10号様式</td></tr> </tbody> </table>	送付書類		確定通知書	第10号様式		
送付書類								
確定通知書	第10号様式							
<p>12月以降 隨時</p>	<p>請求書 提出</p>	<table border="1" data-bbox="493 1338 1187 1500"> <thead> <tr> <th colspan="2">提出書類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>請求書</td><td>第11号様式</td></tr> </tbody> </table> <p>※請求委任や受領委任を行わない場合などは、請求書の押印を省略できます。</p> <p>請求書受理後、補助金を交付します。</p>	提出書類		請求書	第11号様式		
提出書類								
請求書	第11号様式							
<p>翌年度 秋頃</p>	<p>消費税に係 る仕入控除 税額報告書 の提出</p>	<table border="1" data-bbox="493 1848 1187 2010"> <thead> <tr> <th colspan="2">提出書類</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消費税に係 る 仕入控除税額報告書</td><td>第12号様式</td></tr> </tbody> </table>	提出書類		消費税に係 る 仕入控除税額報告書	第12号様式		
提出書類								
消費税に係 る 仕入控除税額報告書	第12号様式							

### III 事務手続きに関する注意点

申請方法	押印の必要のない書類は、Eメールでご送付ください。
申請期限	令和7年7月18日（金）
申請書類の提出・問い合わせ	<p>【提出（Eメール）】 kd-yoijihojyokin@city.yokohama.lg.jp</p> <p>【問合せ先】 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 横浜市こども青少年局保育・教育運営課幼児教育係 電話：045-671-2085</p>
届出事項の変更	園の所在地・名称・設置者等に変更があった場合は、県へ提出した変更届出等の写しを幼児教育係へ送付してください。
関係書類の保存	補助対象事業に関して業者の発行する見積書、納品書、請求書、領収書等の書類については、実績報告書提出時に添付する必要はありません。ただし、他の関係書類と共に、翌年度から5年間保存してください。

### IV 書類作成上の注意点

#### ・事業計画書（第2号様式）

事業計画書	<ul style="list-style-type: none"><li>・園児数に応じ、約34万円（市内園児数約15人）～約63万円（市内園児数約360人） (昨年実績・1園あたり年額)</li><li>・全体の申請園数により補助額が変動します。昨年度補助額を若干上回る金額で計画、申請してください。</li></ul>
-------	--

#### ・資金収支決算書（第3号様式）

資金収支決算書	<ul style="list-style-type: none"><li>・都道府県に提出したもののコピーでも可。</li><li>・園ごとに作成してください。</li><li>・「収入の部合計」と「支出の部合計」は一致させてください。複数の施設がある法人で、施設ごとの収支が一致しない場合は、補足欄に「収支が一致しない理由：施設が複数あり、施設ごとの収支は一致していません。ただし、法人全体としては一致しています。」と記載してください。</li></ul>
---------	--

・幼稚園等設置状況調（第4号様式）

幼稚園等設置状況調	<ul style="list-style-type: none"><li>5月1日現在の状況を「学校基本調査」に準じて記入してください。</li><li>認定こども園における園児数は、1号と2号・3号をあわせた園児数を記入してください。</li></ul>
-----------	---

・園則（学則）

園則（学則）	<ul style="list-style-type: none"><li>昨年と変更がない場合は、提出不要。</li><li>提出する場合は、園ごとに提出してください。</li><li>提出サイズは、A4版・PDFファイルでお願いします。</li></ul>
--------	--

・事業計画変更（中止）届（第5号様式）

事業計画変更（中止）届	<ul style="list-style-type: none"><li>申請した事業計画の内容を変更または中止しようとする場合は、事業計画変更（中止）届（第5号様式）の提出が必要です。（内容に変更がなく、金額の変更のみの場合は不要）</li></ul>
-------------	--

・実績報告書（第8号様式）、実績明細（第9号様式）

実績報告書 実績明細	<ul style="list-style-type: none"><li>補助金交付決定後、事業計画が終了しだい、隨時、実績報告書（第8号様式）、実績明細（第9号様式）をご提出ください。内容確認後、確定通知書を送付し、請求書の提出を依頼します。</li></ul>
---------------	---

・請求書（第11号様式）

請求書	<ul style="list-style-type: none"><li>請求委任や受領委任を行わない場合などは、請求書の押印を省略できます。押印不要の場合はPDFファイルをEメールで、押印必要な場合は郵送でご提出ください。</li><li>振込口座を変更された場合、また振込銀行の名称や支店名等に変更があった場合は、幼児教育係にご連絡ください。</li></ul>
-----	--

・消費税に係る仕入控除税額報告書（第12号様式）

消費税に係る仕入控除税額報告書	<ul style="list-style-type: none"><li>翌年度の秋頃に、提出依頼します。</li><li>免税事業者で、消費税の申告を行っていない場合も、報告書の提出は必要です。</li></ul>
-----------------	---

## V 市内事業者優先及び見積書等について

横浜市からの補助対象となるための条件は以下のとおりです。

※ 「市内事業者」とは、本社が横浜市内にある業者です。

支店や営業所が市内にあっても、本社が市外の場合は対象外

種 別	横浜市からの補助対象となるための条件	
工事	1 件 100万円以上	<ul style="list-style-type: none"><li>1 億円以上の工事は、原則市内事業者による一般競争入札を実施</li><li>1,000万円以上1億円未満の工事は、市内事業者 8 者以上の指名競争入札又は市内事業者 5 者以上の見積合せを実施</li><li>100万円以上、1,000万円未満の工事は、市内事業者 2 者以上の見積合せ実施</li></ul>
	1 件 100万円未満	<ul style="list-style-type: none"><li>100万円未満は市内事業者・市外事業者ともに単独随意契約可（ただし規則の趣旨に沿い市内業者を優先してください。）</li></ul>
物品の購入・業務の委託	1 件 100万円以上	<ul style="list-style-type: none"><li>1,000万円以上の物品の購入、委託等については、市内事業者 5 者以上の指名競争入札又は市内事業者 3 者以上の見積合せを実施</li><li>100万円以上、1,000万円未満は、市内事業者 2 者以上の見積合せを実施</li></ul>
	1 件 100万円未満	<ul style="list-style-type: none"><li>100万円未満は市内事業者・市外事業者ともに単独随意契約可（ただし規則の趣旨に沿い市内業者を優先してください。）</li></ul>

### 【物品の購入・業務委託に関しての特例】

100万円以上でも、下記の場合は見積合せは不要です。

- 1 園で使用する教材・教具、遊具、園児用の机・椅子等
- 2 演劇、人形劇、ふれあい動物園、講演会、研修会等
- 3 障害児の介助等
- 4 同様な事業者が指定数に満たない場合（幼児教育係にご相談ください。）